

2014 年度点検・評価シート

I 評価項目・担当部局

対象部局	法務研究科（法科大学院）
評価基準 2	教育研究組織
点検・評価項目(1)	2-1 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。
評価の視点	教育研究組織の編制原理
	理念・目的との適合性
	学術の進展や社会の要請との適合性
点検・評価項目(2)	2-2 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

II 【点検・評価項目ごとの現状説明】

2-1	法科大学院の教育研究組織は、法曹養成教育を実現するため、設置基準及び法科大学院評価基準・規定により、① 専任教員が 12 人以上おり、かつ収容定員（入学定員に 3 を乗じた数）に対し学生 15 人に専任教員 1 人以上の割合を確保していること、② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること、③ 5 年以上の実務経験を有する専任教員が 2 割以上であること、④ 専任教員の半数以上は教授であることと定められ、また、カリキュラムにおいても、授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって適切な単位数で設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること、授業科目が体系的かつ適切に開設されていること、法曹倫理を必修科目として開設していることが定められている。本研究科は、1-1 の理念・目的に照らして適切に、かつ、設置基準及び認証評価基準を充たすように、教育研究組織を構築しており、このことは、2012 年度の日弁連法務研究財団による認証評価においても認められている。
2-2	教育研究組織の適切性については、5 年に 1 度の認証評価を受けてきたほか、1-1 の理念・目的を果たすため、最高決議機関である教授会をはじめ、法務研究科の運営を検討する執行部会、カリキュラムや授業運営を改善するための事柄を検討する教務委員会、学生の様々な要望を受け検討する学生委員会、自己点検評価や予算を検討する総務委員会、入試日程や入学者を選考する入試委員会等目的に沿った各種の委員会を運営している。授業の質を向上させるため、教員の能力を開発する FD 委員会も重要な役割を果たしている。また、総務委員会においては、定期的に、自己点検評価作業の手順や内容の検討についての方針が確認され、それを受けて教授会において、全教員による検討がなされている。大学全体の自己点検・評価作業にも法科大学院は参加し、毎年改善報告書を作成している（平成 24 年度まで）。

【効果が上がっている事項】

2-1	小規模であるが、目的を実現するため、効果的な組織運営が可能となっている。
2-2	問題点に対する改善すべき事は直ちにに取り組むことができる。大学全体の自己点検・評価作業において問題点と指摘された事項に改善に結びついている事項もある。

【改善すべき事項】

2-1	
2-2	

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

法科大学院評価基準・規定、2012 年度認証評価書、学則、法務研究科各種委員会内規 《指標データ》 大学基礎データ（表 1）全学の設置学部・学科・大学院研究科等（2014 年 4 月 1 日現在）
--

III 【達成目標】 目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの	評価				
			2014	2015	2016	2017	2018
中期目標 (2014～ 2018)	2-2 法務研究科内の各委員会による、教育研究組織の適切性の検証を継続する。	法務研究科内の各委員会が開催され、十分な議論により、適切性が検証されること。	→				
14 年度 目標	2-2 法務研究科内の各委員会による、教育研究組織の適切性の検証。	法務研究科内の各委員会が開催され、十分な議論により、適切性が検証されること。	→	A			